

さいたま市総合振興計画基本計画（各区の特性と将来像）

中間見直しに係る岩槻区検討懇話会

次 第

日 時 令和6年7月24日（水）

午前10時から

場 所 岩槻区役所 4階 第1会議室

- 1 開会
- 2 挨拶
- 3 出席者紹介
- 4 座長及び職務代理者の選出
- 5 岩槻区の特性と将来像について
- 6 閉会

【配付資料】

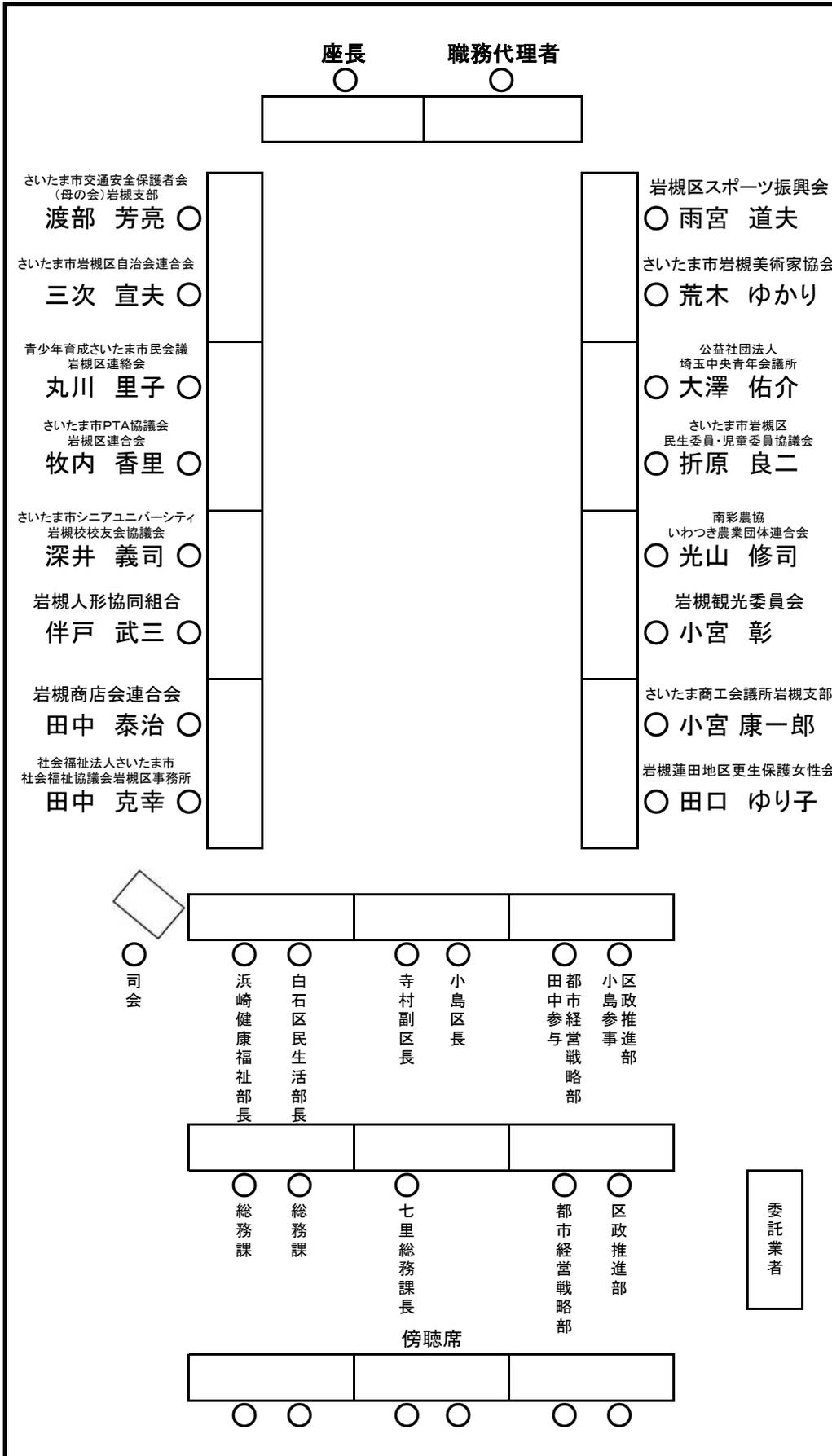
- ・ 次第
- ・ 委員名簿
- ・ 席次
- ・ 岩槻区の将来像の推進に係る懇話会設置要綱
- ・ 岩槻区の将来像の推進に係る懇話会傍聴要領
- ・ 岩槻区検討懇話会資料1
- ・ 岩槻区検討懇話会資料2

さいたま市総合振興計画基本計画（各区の特性と将来像）中間見直しに係る
 岩槻区検討懇話会委員名簿

	団体名	氏名
1	岩槻区スポーツ振興会	雨宮 道夫
2	さいたま市岩槻美術家協会	荒木 ゆかり
3	公益社団法人埼玉中央青年会議所	大澤 佑介
4	さいたま市岩槻区民生委員・児童委員協議会	折原 良二
5	南彩農協いわつき農業団体連合会	光山 修司
6	岩槻観光委員会	小宮 彰
7	さいたま商工会議所岩槻支部	小宮 康一郎
8	岩槻蓮田地区更生保護女性会	田口 ゆり子
9	社会福祉法人さいたま市社会福祉協議会岩槻区事務所	田中 克幸
10	岩槻商店会連合会	田中 泰治
11	岩槻人形協同組合	伴戸 武三
12	さいたま市シニアユニバーシティ岩槻校校友会協議会	深井 義司
13	さいたま市PTA協議会岩槻区連合会	牧内 香里
14	青少年育成さいたま市民会議岩槻区連絡会	丸川 里子
15	さいたま市岩槻区自治会連合会	三次 宣夫
16	さいたま市交通安全保護者会（母の会）岩槻支部	渡部 芳亮

（五十音順・敬称略）

さいたま市総合振興計画基本計画(各区の特性と将来像)
 中間見直しに係る岩槻区検討懇話会 席次



さいたま市総合振興計画基本計画（各区の特性と将来像）中間見直しに係る
岩槻区検討懇話会設置要綱

（設置）

第1条 さいたま市総合振興計画基本計画の中間見直しに向けた検討に当たり、「岩槻区の特性と将来像」（さいたま市総合振興計画基本計画第4部に該当する部分をいう。以下同じ。）について、岩槻区において活動する各種団体から意見を聴くため、さいたま市総合振興計画基本計画（各区の特性と将来像）中間見直しに係る岩槻区検討懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

（委員）

第2条 懇話会の委員は、岩槻区において活動する各種団体の代表者等20名以内とする。

（座長）

第3条 懇話会に座長を置く。

2 座長は、委員の互選により定める。

3 座長は、会務を総理し、懇話会を代表する。

4 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、委員のうちから座長があらかじめ指定した者がその職務を代理する。

（会議）

第4条 懇話会の会議の議長は、座長とする。

2 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者から意見若しくは説明を聴くため出席を求め、又は必要な資料の提出を求めることができる。

（会議の公開）

第5条 懇話会の会議は、原則公開とする。

（庶務）

第6条 懇話会の庶務は、岩槻区役所区民生活部総務課において処理する。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、別

に定める。

附 則

この要綱は、令和6年6月20日から施行し、令和7年3月31日に効力を失う。

さいたま市総合振興計画基本計画（各区の特性と将来像）中間見直しに係る
岩槻区検討懇話会傍聴要領

（趣旨）

第1条 この要領は、さいたま市総合振興計画基本計画（各区の特性と将来像）に係る岩槻区検討懇話会（以下「懇話会」という。）の会議の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

（傍聴の手続等）

第2条 会議を傍聴しようとする者（報道関係者を除く。以下この項において同じ。）は、傍聴券（別記様式）の交付を受けなければならない。ただし、傍聴しようとする者の同伴する児童又は乳幼児については、この限りでない。

2 傍聴の受付は、会議の開催当日、開催場所において、開催定刻30分前から10分前までの間に行うものとする。

3 傍聴の定員数は6人とし、傍聴を予定する者の決定は、原則として抽選により行う。

4 第1項の傍聴券の交付を受けた者（以下「傍聴人」という。）は、係員の請求があったときは傍聴券を提示し、その指示に従わなければならない。

（報道関係者の傍聴に係る手続等）

第3条 報道関係者は、取材等のため会議を傍聴しようとするときは、あらかじめ座長の許可を受けなければならない。

2 前項の規定により許可を受けた者は、会議を傍聴するときは、腕章等を着用することにより、報道関係者であることを明示しなければならない。

（傍聴することができない者）

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

- (1) 銃器、爆発物その他危険のおそれのあるものを所持している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 貼り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を所持している者

(4) 前3号に掲げるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第5条 傍聴人は、会議を傍聴するに当たっては、次に掲げる事項を守らなければならない。ただし、座長の許可を得た場合には、この限りでない。

- (1) 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎたてないこと。
- (3) 鉢巻き、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。
- (4) 撮影又は録音をしないこと。
- (5) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (6) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、会議の秩序を乱し、又は妨害となる行為をしないこと。

(傍聴人の退場等)

第6条 傍聴人がこの要領に違反したときは、座長は、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

2 傍聴人は、会議において会議非公開の議決があったときは、速やかに、退場しなければならない。

(傍聴人への会議資料の提供)

第7条 座長は、傍聴人に会議資料を提供するものとする。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和6年6月20日から施行し、令和7年3月31日に効力を失う。

傍聴券

さいたま市総合振興計画基本計画（各区の特性と将来像）

中間見直しに係る岩槻区検討懇話会

注1 この傍聴券は、他人に譲渡又は貸与することはできません。

2 係員の請求があったときはこの傍聴券を提示し、その指示に従ってください。

【傍聴することができない者】

- (1) 銃器、爆発物その他危険のおそれのあるものを所持している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 貼り紙、ビラ、掲示板、ブラカード、旗、のぼりの類を所持している者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

【傍聴人の守るべき事項】

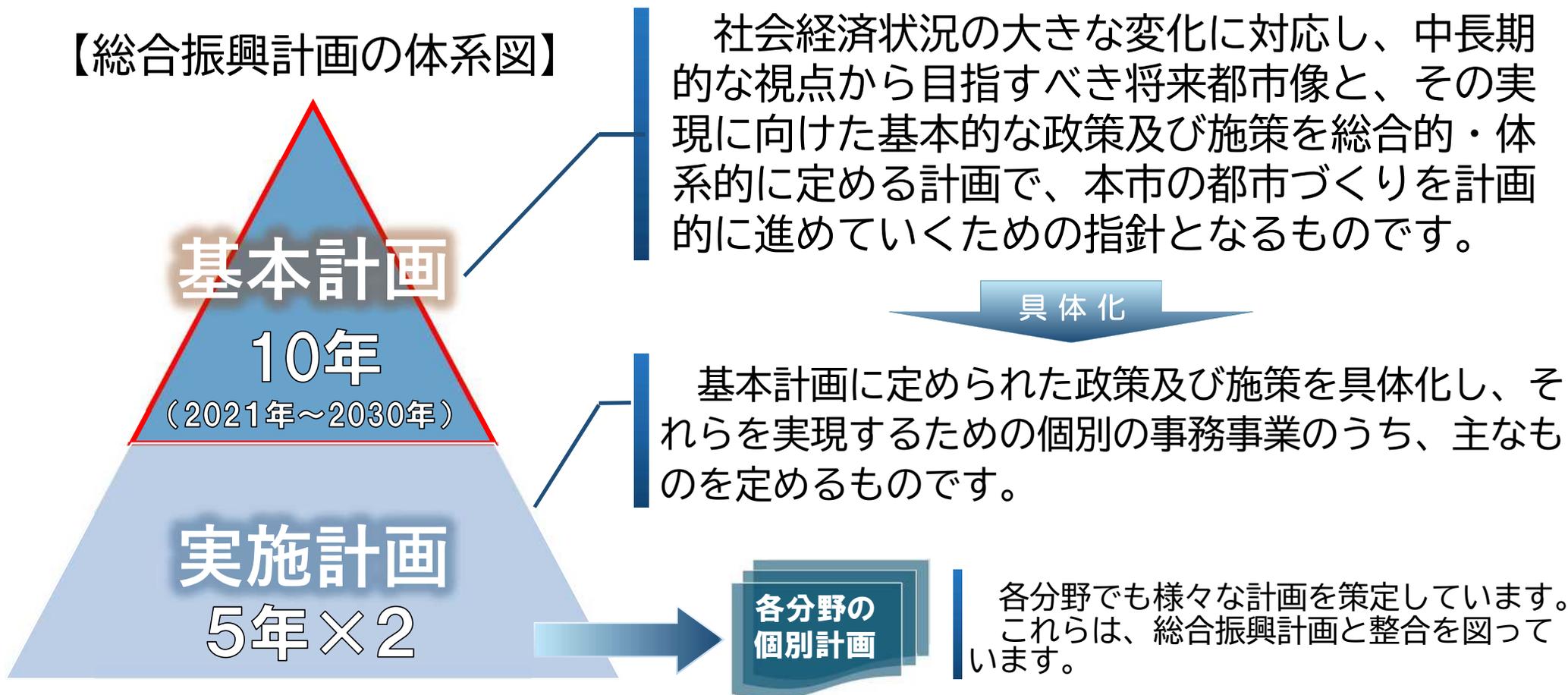
- (1) 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎたてないこと。
- (3) 鉢巻き、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。
- (4) 撮影又は録音をしないこと。
- (5) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (6) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、会議の秩序を乱し、又は妨害となる行為をしないこと。

※ 傍聴人が上記事項を守らなかった場合は、退場していただくことがあります。

岩槻区検討懇話会資料 1

1. さいたま市総合振興計画について

【総合振興計画の体系図】



2. 総合振興計画が描くさいたま市の未来（将来都市像）

総合振興計画では、21世紀半ば（おおむね令和32（2050）年頃）を見据えて、さいたま市が目指すべき2つの将来都市像を示しています。



上質な生活都市

都市部に住みながらも豊かな水と緑を身近に感じることで、快適さとゆとりを同時に楽しみながら、生き生きと健康で安心して暮らせる新しいライフスタイル*を生み出すことで、全ての人があわせを実感し、自らが暮らすまちに誇りを感じることができる都市



東日本の中枢都市

東日本全体の活性化をけん引する中枢都市として、国内外からヒト・モノ・情報を呼び込み、新たな地域産業や市民活動等の多様なイノベーション*を生み出すことで、市民や企業から選ばれ、訪れる人を惹きつける魅力にあふれる都市

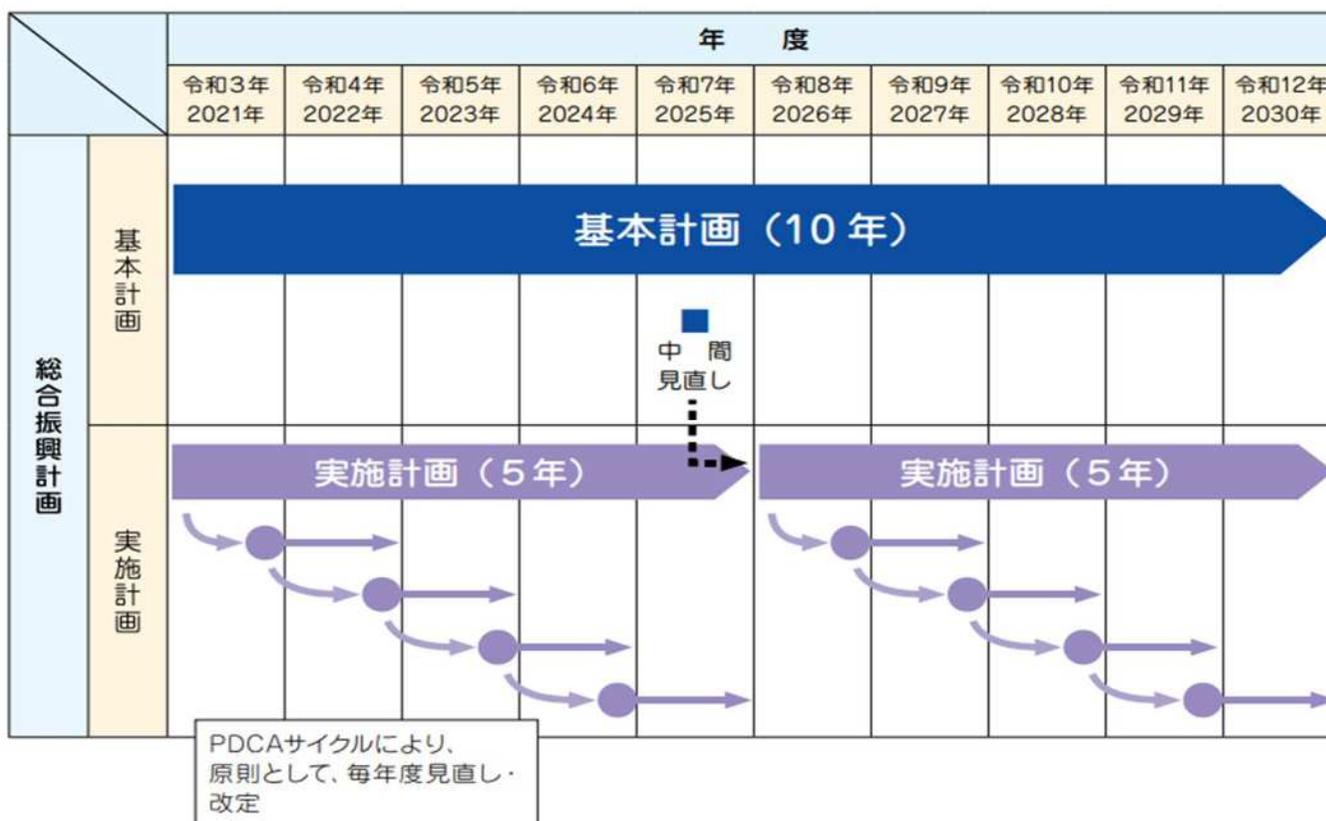
3. 「区の特徴と将来像」の位置付け



- ◆基本計画（計画期間：令和3年度～令和12年度（10年））の中に位置付け（第4部 各区の特徴と将来像）。
- ◆「区の特徴と将来像」は、各区の目指す姿である区の将来像の実現はもとより、将来都市像の実現に向け、区民と行政が共に地域のまちづくりに取り組むための目標として区の将来像を共有するとともに、各区の特性を踏まえた取組の方向性を示すもの。

4. 総合振興計画の中間見直しについて

計画期間の中間期に当たる令和7（2025）年度に、それまでの点検を行い、検証・分析等に基づく基本計画の中間見直しを行うこととしております。



5. 岩槻区の人口及び世帯の状況

人口総数と年齢別構成比（令和3年4月1日～）

		令和3年4月	令和4年4月	令和5年4月	令和6年4月
人口総数（単位：人）		112,777	112,356	112,342	112,471
内訳 （構成比：％）	14歳以下	12,835(11.4)	12,712(11.3)	12,498(11.1)	12,410(11.0)
	15～64歳	65,731(58.3)	65,480(58.3)	65,773(58.5)	66,185(58.8)
	65歳以上	34,211(30.3)	34,164(30.4)	34,071(30.3)	33,876(30.1)

出典：さいたま市統計

世帯数と世帯平均人数（令和3年4月1日～）

		令和3年4月	令和4年4月	令和5年4月	令和6年4月
世帯数（単位：世帯）		51,879	52,247	52,992	53,764
世帯平均人数（単位：人）		2.17	2.15	2.12	2.09

出典：さいたま市統計

※令和5（2023）年に推計された本市の将来推計人口では、2035（令和17）年頃に人口のピークを迎える見込み

6. 岩槻区のまちづくりの取組状況

まちづくりのポイント	主な取組	
	区取組	他局取組
1. 多世代の参加と交流による、区民主役のまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・岩槻やまぶきまつりの開催 ・いわつき・夢・コンサートの開催 ・自治会講演会の開催 ・岩槻タウンカフェの開催 ・市民活動団体の講演会の開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・次世代に向けた歴史文化資源の保存・継承・活用事業の実施
2. 地域資源を生かした、魅力の向上とにぎわいを創出するまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・城下町岩槻鷹狩り行列の開催 ・城下町岩槻歴史散策の実施 ・江戸木目込人形製作体験講座の実施 ・岩槻区観光案内木製サインの整備 ・駅自由通路へのラッピング装飾の実施 ・東岩槻駅自由通路へのポスターパネルの設置 ・健康ウォーキングの開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・産業集積拠点の創出 ・農業用水路の整備 ・農地の有する多面的機能の維持、発揮活動の支援 ・岩槻駅周辺地区のまちづくりの推進
3. 生活環境の整った、安全・安心で暮らしやすいまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・交通安全施設及び道路等の緊急修繕の実施 ・高齢者や子ども等への交通安全啓発の実施 ・不法投棄防止の推進と啓発 ・防犯啓発事業の実施 ・避難所運営訓練・凶上訓練の実施 ・子ども防災教室の開催 ・少年少女サッカー教室の開催 ・顔の見えるネットワーク会議の開催 ・子育てはじめて応援活動の実施 ・ますます元気教室の開催 ・生活習慣病予防教室の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・河川の改修 ・下水道浸水対策の推進 ・消防署の整備 ・幹線道路の整備 ・地下鉄7号線(埼玉高速鉄道)の延伸の促進 ・岩槻駅西口土地区画整理、江川土地区画整理 ・こども誰でも通園制度(仮称) 試行的事業の実施 ・放課後子ども居場所事業のモデル校での実施 ・学校トイレ洋式化の推進 ・中学校体育館への空調機設置の推進 ・小中学校における水泳授業の民間委託化の拡大

7. 岩槻区に対する市民からの評価や意見

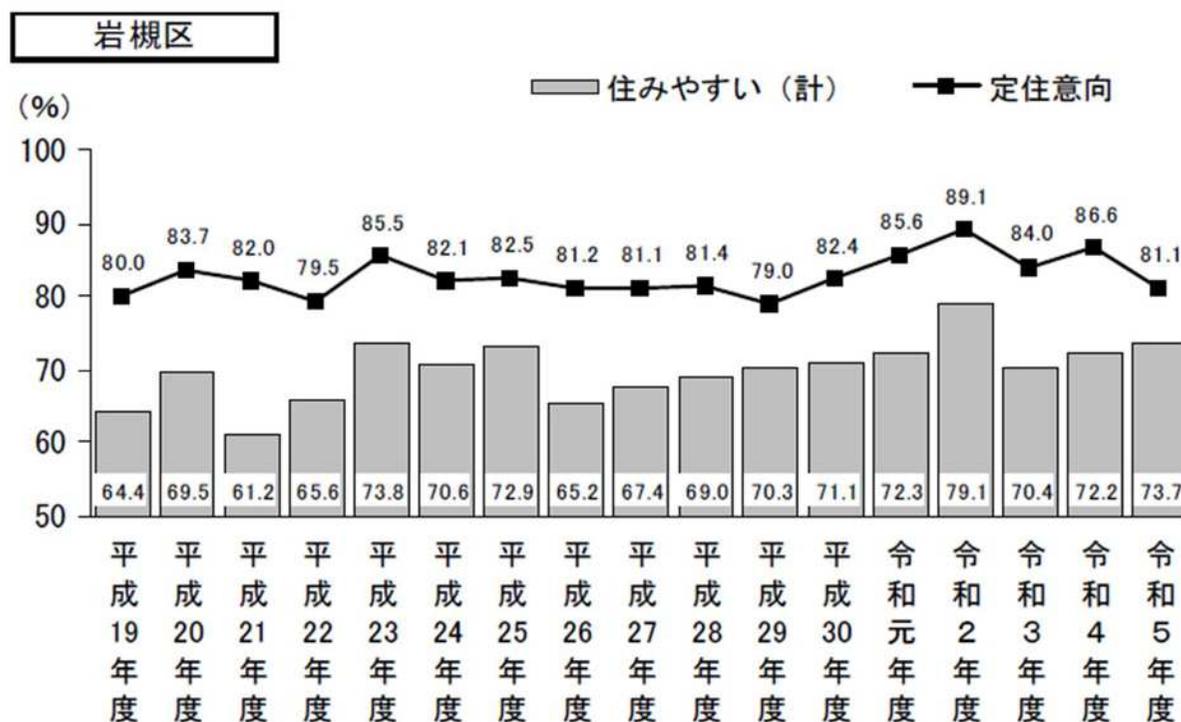
「さいたま市民意識調査」から

さいたま市では、広聴事業の一環として、施策に対する市民の意向等を把握し、今後の市政運営の参考とするため、平成19年度から市民意識調査を実施しています。

○住みやすさと定住意向

問 あなたがお住まいの「地域」の
住み心地はどうですか。

あなたは現在お住まいの地域に
これからも住みたいと思いますか。

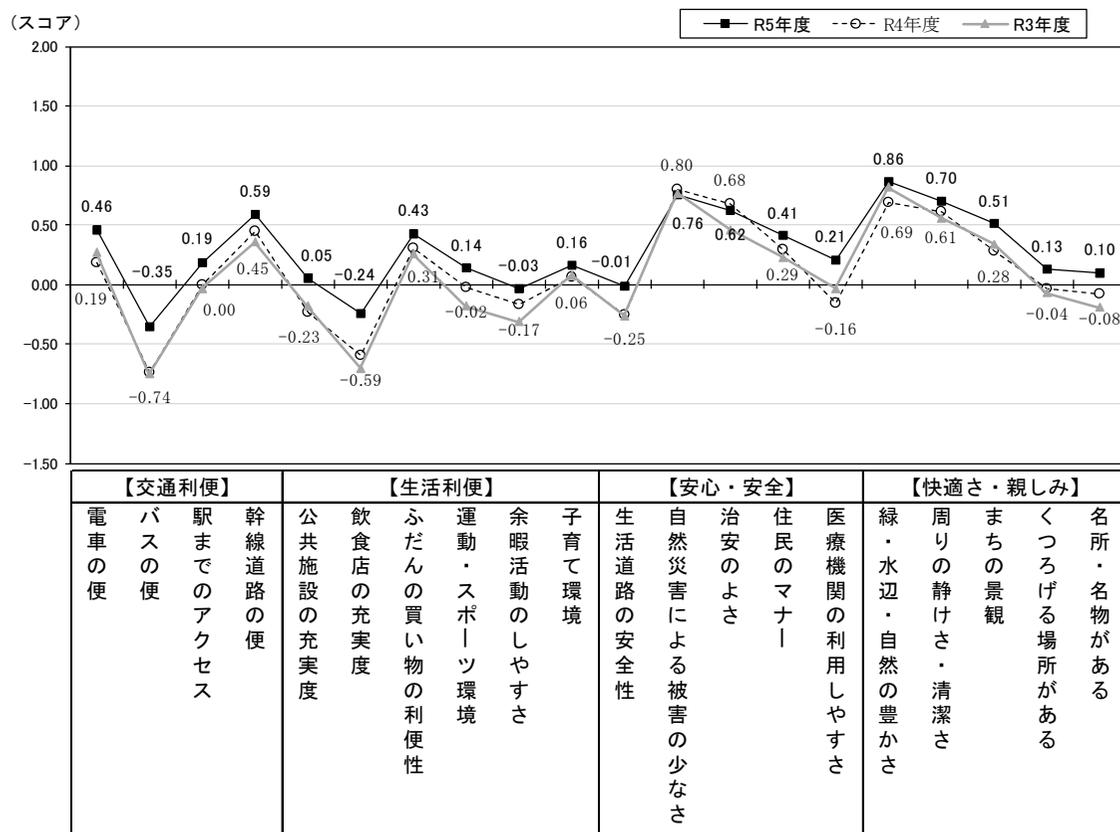


7. 岩槻区に対する市民からの評価や意見

「さいたま市民意識調査」から

○居住地域の満足度

問 あなたは、お住まいの「地域」について、どの程度満足していますか。



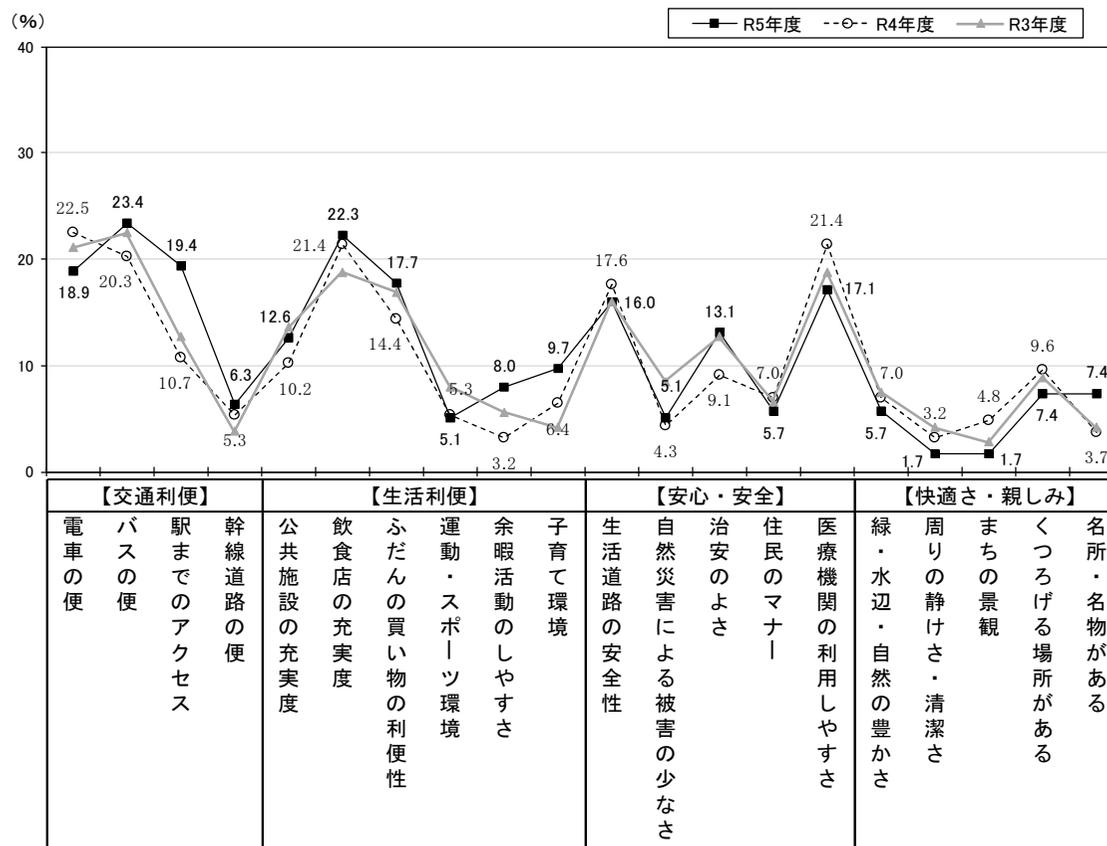
※20項目に分けて質問した「居住地域の満足度」にあてはまる割合（「満足+2」、「やや満足+1」、「やや不満-1」、「不満-2」の4段階）を得点化し、スコアを算出して比較を行った。

7. 岩槻区に対する市民からの評価や意見

「さいたま市民意識調査」から

○今後の発展の方向性

問 あなたは、お住まいの「地域」が、今後どのような方向へ発展してほしいと思いますか。



※「今後の発展の方向性」における20項目の回答比率。

岩槻区検討懇話会資料 2

「岩槻区の特性と将来像」の見直し内容（案）

区分	見直し（案）
特性	<p>岩槻区は、中世から鎌倉街道など主要道路と荒川（現在の元荒川）が交差する交通の要衝として重視され、室町時代以降、城下町として発展し、江戸時代には日光御成道の宿場町としても栄えた歴史のまちです。また、全国的に有名な人形のまちであり、岩槻城址を始め様々な歴史的資源と、人形店の並ぶ街並みや人形にちなんだ祭り、イベントなどがあいまって、区内外の人々の交流が生み出されており、本市の副都心として位置付けられています。台地上には屋敷林や社寺林が残され、これを取り囲むように連なる斜面林、そして、綾瀬川や元荒川を始めとする水辺がともに緑のネットワークを形成しており、水と緑に恵まれた自然環境は、区の大きな資源となっています。</p> <p>○都市基盤・環境</p> <p>区の中央を東武野田線（東武アーバンパークライン）が東西に延び、岩槻駅、東岩槻駅の2駅とターミナル駅である大宮駅とを結ぶ、区民の重要な足となっています。区の南北方向には、本市東部地域の発展を推進するため、新しい軸の形成として、地下鉄7号線* 延伸の促進に取り組んでいます。あわせて、地域の定住人口・交流人口の増加に向けた方策を展開しています。<u>また、地下鉄7号線延伸による中間駅などの新駅設置に伴い、駅周辺のまちづくりを推進していく必要があります。</u>主要な道路としては、国道122号、国道16号及び国道463号、県道さいたま幸手線（日光御成道）、県道越谷岩槻線等があり、道路体系の骨格を形成しているほか、東北自動車道岩槻ICがあり、産業の大動脈となっています。</p> <p>岩槻駅の橋上化による東西自由通路と駅前広場が整備され、商業の活性化と潤いのある地域の形成が期待されています。市街地は鉄道沿線にまとまっており、主に住宅地となりますが、駅周辺の中心市街地は、人形店の並ぶ商店街、伝統ある寺社や岩槻城址等の歴史文化的資源、各種公共施設など、様々な魅力と機能が集まっています。また、市街地の周囲には緑地や農地が広がり、特に、台地上の屋敷林や雑木林とこれらを取り囲む斜面林が、綾瀬川、元荒川と一体となって織りなす風景は、水辺と緑に恵まれた岩槻区を象徴するものとして区民に親しまれています。</p> <p>コミュニティ施設、文化・スポーツ施設など、身近な公共施設もおおむね整備されていますが、一方で、都市基盤の整備が追いついていない面があり、さらに公共下水道の整備、子どもや高齢者、障害者も安心して歩ける生活道路や、自転車利用にも配慮した道路の整備などを進めるとともに、風水害や地震等の自然災害への備えを含めて安全な生活環境の確立に取り組む必要があります。</p> <p>また、歴史・文化資源を活用し、都市型観光のまちづくりに向けて、まちの景観形成を進めていく必要があります。</p> <p>○産業</p> <p>全国的にも知名度の高い人形づくりは江戸時代にはぐくまれた技を引き継いでおり、伝統的工芸品にも指定されていますが、年々事業所が減少する傾向にあり、観光等と連携した活性化に取り組んでいます。また、北部の岩槻工業団地を中心に、機械、金属等の製造業も集積し、市内の製造業の拠点として重要な役割を担っています。農業も活発であり、米のほかクワイ、コマツナ、ネギや、アサガオ、シクラメンなどの花や苗木の生産に特色があります。さらに、スティッキオ、</p>

ゴルゴなどのヨーロッパ原産の野菜を数多く栽培し、注目されています。

○地域資源

岩槻区には、国指定史跡の真福寺貝塚、玄奘三蔵法師とのゆかりが伝えられる名刹慈恩寺、桜の名所としても知られる岩槻城址公園、時の鐘、岩槻藩遷喬館、さらに日光御成道の杉並木や街並みなど、古くからの歴史を伝える資源が多く残されています。歴史・文化にちなんだ祭りや行事も多く、まちかど雛めぐり、流しびな、人形のまち岩槻まつり、人形供養祭、城下町岩槻鷹狩り行列、古式土俵入りなどが、区内外の人々に親しまれています。

また、旧岩槻区役所敷地には、岩槻人形博物館とにぎわい交流館いわつきが整備され、街なかのにぎわいを生み出し、人々が交流を促進する拠点となっています。

水辺と緑も岩槻区を象徴する資源であり、なかでも、キタミソウやチョウジソウの自生地のある元荒川緑地や赤坂沼には希少な動植物が生息しており、将来世代に継ぐべき貴重な自然空間となっています。

○コミュニティ

長い歴史のある地域コミュニティ活動や、ボランティア活動が活発な区ですが、新しく転入してきた住民や若い世代の参加をより進めるため、地域住民同士の交流を深める必要があります。

<p>将来像</p>	<p>自然と歴史、文化を守り育て、楽しむまち 岩槻区には豊かな緑と水辺、長い歴史を持つ神社仏閣、城下町や人形のまちとしての地域文化など、多彩な魅力があります。安心して心豊かな生活を送ることのできるまちの実現を基本に、これらの魅力を守り、生かしながら、農業や商工業、観光など産業面での新しい展開も促し、住んでいる人、訪れる人が岩槻のよさを共感できるまちづくりを進めます。</p>
<p>まちづくりのポイント</p>	<p>1. 多世代の参加と交流による、区民主役のまちづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 住民同士のふれあいなどによる活力豊かな地域コミュニティの醸成 (2) 区民と行政が連携した地域コミュニティの活性化に必要な仕組みづくり (3) 住民があらゆる分野で交流し、多様な文化を認め合い、暮らしを支え合う身近な地域社会の形成 (4) 区民と行政とのパートナーシップの確立、区民の主体的なまちづくり活動に対する支援などによる、区民と行政が共に考え、はぐくむまちづくりの推進 (5) 人形づくりや田植えなどの様々な体験を通じた、子どもの地域に対する愛着心や誇り、喜びをはぐくむ地域交流や教育の推進 <p>2. 地域資源を生かした、魅力の向上とにぎわいを創出するまちづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 岩槻駅周辺の商業・文化機能の充実と歴史ある街並みを生かし、にぎわいを創出するまちづくりの推進 (2) 元荒川や屋敷林・雑木林や斜面林など豊かな自然環境を守り、育てる活動の充実と、水辺と緑のネットワーク化の推進 (3) 子どもの頃から優れた文化芸術に触れる機会の充実、区民の多彩な文化芸術活動の支援など、豊かな文化環境づくりの推進による、個性ある地域文化の育成 (4) 城下町としての歴史資源や、人形のまちという文化資源を生かした「岩槻らしさ」を磨き、市内外へ積極的に情報発信し、多彩なネットワークを持つ都市型観光の形成に向けた受入環境の整備 (5) 環境に優しく、安全な食料を提供する農業の振興や、クワイ・コマツナ・ヨーロッパ野菜等農産物のブランド化の推進 <p>3. 生活環境の整った、安全・安心して暮らしやすいまちづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 次代を担う自立した青少年の健全な育成の推進 (2) スポーツなど健康づくりのための機会や場所の充実 (3) 緑や水辺、歴史、文化が溶け合う美しい景観に恵まれた、ゆとりのある居住空間の維持、創出 (4) 歩行者及び自転車利用者が安心して通行できるための交通安全意識の高揚と安全な道路整備の推進 (5) 高齢者を始め誰もが安心して利用しやすい身近な交通環境の充実 (6) 交通利便性の向上と若い世代の定住化促進や商店街の活性化を図るなど、更なるにぎわいの創出につながる地下鉄7号線の延伸促進及び中間駅などの新駅設置に伴う駅周辺のまちづくりの推進 (7) 自助・共助・公助の連携により、地震や風水害に備えるための地域防災力・防犯活動を推進するための防犯力の向上 (8) 高齢者や障害者、子育て世帯などが安心して暮らせる地域福祉社会の形成